◇**株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三一号）（財務省）

1　株式会社日本政策金融公庫が開発途上地域以外の地域において主要都市を連絡する高速鉄道に関する事業に係る投資金融に関する業務を行うことができる旨の規定を定めることとした。（第一二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の施行期日を定める政令**（政令第一三二号）（厚生労働省）

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二一年法律第三七号）の施行期日は、平成二二年四月三〇日とすることとした。

◇**厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令**（政令第一三三号）（厚生労働省）

1　遅延特別加算金の対象となる給付

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の規定により支払うものとされる保険給付及び給付（以下「時効特例給付」という。）に相当するものとして、厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付を受ける権利を取得した者について、記録の訂正がなされた上で厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下「法」という。）の施行の日以後に当該保険給付及び給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合におけるその裁定による当該記録の訂正に係る保険給付及び給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付及び給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した保険給付及び給付であって、当該消滅時効を援用せずに支払うこととされたものを定めることとした。（第一条及び第三条関係）

2　遅延特別加算金の算定方法

時効特例給付等の全額に、時効特例給付等に係る本来の最初の支払日の属する年度（以下「当初年度」という。）から最後の支払日の属する年度（以下「最終年度」という。）までの各年度の累積物価上昇率を合算して得た率を当初年度から最終年度までの年度の数で除して得た率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとすることを定めることとした。（第二条及び第四条関係）

3　その他

㈠　日本年金機構への遅延特別加算金の支給事務等の委託に関し、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条関係）

㈡　不正に遅延特別加算金を受給した場合の徴収金に関し、日本年金機構が行う徴収及び収納に関する手続き等を定めることとした。（第六条～第一二条関係）

4　この政令は、法の施行の日（平成二二年四月三〇日）から施行することとした。

法律

国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年四月二十八日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十七号

国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であって障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。）を有するに至ったことにより、前項の規定によりその額を加算することとなったときは、当該子を有するに至った日の属する月の翌月から、障害基礎年金の額を改定する。

第三十三条の二第四項中「維持していた」を「維持している」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第三項中「及び第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至ったことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額を改定する。

第五十条の二に次の一項を加える。

5　第一項又は前項において準用する第四十四条第四項第二号の規定の適用上、障害厚生年金の受給権者によって生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第百条の四第一項第十三号中「（第五十条の二第三項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第五十条の二第五項の規定による認定

第百条の十第一項第十四号中「第五十条の二第三項」の下に「、同条第四項」を加え、「並びに第五十二条第一項」を「、第五十二条第一項」に、「第百条の四第一項第十三号」を「第百条の四第一項第十五号の二」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至ったことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなったときは、障害共済年金の額を改定する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第一項中「がその権利を取得した当時その者」を削り、「維持していた」を「維持している」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　障害共済年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の六十五歳未満の配偶者を有するに至ったことにより第一項に規定する加給年金額を加算することとなったときは、障害共済年金の額を改定する。